



今の日本国憲法は 「家族崩壊」の 要素を含んでいる？

憲法改正で「家族保護規定」を設けましょう！

ご存知ですか？

他国の憲法には家族に関する条文が当たり前のようにあります。

さらに「世界人権宣言」や「国際人権規約」には「家族は社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会および国の保護を受ける権利を有する」という趣旨の規定があります。

ですが日本の憲法には家族に関する条文が、ありません。

日本の憲法には 家族に関する条文がない

私達も、子供達も、そのまた子供達もずっと
家族として楽しく笑いあって
幸せに過ごして行きたいね



家族に関する条文がない 日本はどう変化したの？

家族に関する条文ではなく、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた**24条**があります。この**憲法24条**はGHQが戦前の家族制度を解体するために定めたものなのでちょっと問題があるのです。**24条**には「結婚は両性の合意のみに基づいて成立し…」があり、「結婚や離婚は親や子供が何を言おうが関係ない。本人同士が合意すればよい」ということなのです。

残念ながら両性の「合意のみ」によって成立した結婚は「合意のみ」によって気軽に破局を迎えやすいのです。両性の合意ももちろん大事ですが、結婚、離婚にはお互いの両親の事、子供の事等、家族の絆も大切に考えなければいけません。ですが今の日本の憲法は、「家族」よりも「個人」の方が重いのです。

日本は家族を顧みず、個人を尊重する世の中に変化

何故それが 「家族崩壊」につながるの？

事実婚・婚外子・夫婦別姓を認めているスウェーデンやフランスの結婚制度が素晴らしい！と賞賛する方がいますが、実はスウェーデンやフランスは日本よりもかなり治安が悪く、青少年の非行率が高いというのをご存知ですか？スウェーデンの離婚率は50%を超え、犯罪率は日本の7倍、強姦事件は20倍、強盗はなんと100倍以上です。

個人を尊重するあまり、家族が崩壊すると同時に地域社会とも縁が裁ち切れ、孤立する人間が犯罪に手を染めてしまうという図式なのではないでしょうか？日本にも同じ状況を感じることが出来ます。

憲法24条で家族崩壊から社会崩壊をも招くかもしれません。

憲法24条で家族崩壊から社会崩壊を招く

より良い日本になる為に憲法24条の改正を！

いくら世の中が豊かで便利になろうと、やはり最後に頼れるのは家族の絆です

*日本国憲法 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

家族の尊重があってこそ女性の活力

●子育てを重視する母親の希望を尊重する女性政策を

外交・安全保障分野でめざましい成果を出している安倍政権ですが、家族に関わる政策は、疑問に感じる部分があります。

先の総選挙で自民党は「社会の基礎単位である家族を大切にする」、「家族の絆を深め、家庭基盤の充実を図る」——こう公約で訴えました。

ところが政府は「女性の活躍を促す」という名目で、家事や子育て・介護等を担う女性への家庭内労働の対価である「配偶者控除」を廃止しようとしたり、0歳児から保育園に預けて働くことを母親に推進しているように見えます。

しかし、乳幼児の子育てを軽視していいのでしょうか。政府の諮問機関「教育再生会議」第2次報告(平成19年6月1日)では、「情動は、生まれてから5歳くらいまでにその原型が形成されると考えられるため、子どもの情動の健全な発達のためには乳幼児教育が重要」と指摘されています。そもそも8割の女性が3歳までは子育てに専念したいと願っています。

このような子育て世代のニーズを踏まえ、3世代同居住宅建設または近居への支援や、世帯単位課税等、大家族に有利な税制の導入など家族とともに支え合い、助け合いながら生きていこうとする人たちに対して国はもっと支援すべきだと思います。

●家族の保護・育成規定を明記した憲法改正を

女性の社会進出とは何でしょうか？ 育児を終えた後、再び外で働き、収入を得て家計を助ける。あるいは家事や介護に専念し、家庭を守りながら、地域・教育活動や慈善・啓発活動に参加する。どちらも女性の立派な社会進出です。大切なのは、家族の尊重や家庭基盤の維持と両立可能な生き方を、女性が自由に選択できることです。

そもそも現行憲法には、家族を守ることの重要性が書かれていないためか、これまで夫婦別姓といった家族の重要性を無視した政策が出されてきました。

そこで家族を守ることの重要性を政府にきちんと理解させるためにも、現在の女性政策の問題点を正確に理解すると共に、憲法に家族の保護・育成規定を明記することをめざします。

日本会議兵庫県本部事務局

〒650-0015 神戸市中央区多聞通3-1-1 兵庫県神社庁内
TEL 078-341-1145 FAX 078-371-6015